

## 静岡福祉大学における公的研究費等に係る内部監査要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、静岡福祉大学（以下「本学」という。）における公的研究費等に係る内部監査の制度、実施及び報告に関し必要な事項を定める。

### (監査の定義と目的)

第2条 内部監査（以下「監査」という。）とは、最高管理責任者の命により、公的研究費等の執行状況を、関係法令及び本学諸規程に照らし、検証、評価を行い、不正行為及び不正使用の未然防止と適正執行の推進を図ることをいう。

### (監査責任者)

第3条 監査責任者は、公的研究費の統括管理責任者とする。

### (監査担当者)

第4条 監査を担当する者（以下、「監査担当者」という。）は、統括管理責任者が教職員の中から最高管理責任者に推薦し、最高管理責任者が指名する。

2 最高管理責任者は、監査業務を補助させるため、教職員の中から監査補助員を任命することができる。

### (監査の方法)

第5条 監査の方法は次のとおりとする。

#### (1) 通常監査

監査計画に基づき、研究計画書・交付申請書・収支簿・証拠書類等により、当該研究課題における遂行状況について行う監査

#### (2) 特別監査

通常監査に加えて、実地検査を伴う監査

#### (3) リスクアプローチ監査

不正が発生するリスク要因を踏まえ、サンプル抽出等を行ったうえで行う監査

### (監査の対象)

第6条 監査は、前年度に行われた公的研究等の採択件数の **10%**程度の研究件数を対象とする。

2 前項の対象には、科学研究費助成事業を含む。

### (監査責任者及び監査担当者の権限)

第7条 監査担当者の権限は、次のとおりとする。

- (1) 被監査部門の責任者に対し、帳票及び諸資料の提出並びに事実の説明、その他監査実施上必要なものを求めることができる。
- (2) 監査実施上必要と認める各種会議の出席記録又は議事録の閲覧を求めることができる。

(被監査部門の義務)

第8条 被監査部門は、監査が円滑かつ効果的に行われるように積極的に協力しなければならない。

(監査責任者等の義務)

第9条 監査責任者、監査担当者及び監査補助員（以下「監査責任者等」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査責任者等は、業務上知り得た事項を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。
- (2) 監査は、事実に基づいて行い、常に公正に判断されなければならない。
- (3) 監査責任者等は、いかなる場合においても被監査部門の業務の処理・方法等について、直接指揮命令をしてはならない。

(公的研究等適正管理推進委員会との連携)

第10条 監査責任者は、公的研究費等適正管理推進委員会と密接に連携を保ち、不正発生要因を分析し監査効率の向上を図るように努めなければならない。

(監査の実施)

第11条 監査責任者は、監査の実施にあたり、予め監査を実施する日時、監査担当者、監査対象とする部門について最高管理責任者の承認を得るものとする。

(監査の通知)

第12条 監査責任者は、監査の実施にあたり、予め監査を実施する日時、監査担当者を被監査部門に通知するものとする。ただし、緊急又は特に通知する必要がないと認める場合は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査結果の報告)

第13条 監査責任者は、監査の実施後、被監査部門の責任者に対し、その結果及び所見について講評を行い、被監査部門との合意に基づく監査結果の報告書を作成する。

2 監査責任者は、前項の報告書を最高管理責任者及び理事長に提出するとともに、当該報

告書の写しを監事及び会計監査人に送付するものとする。

- 3 監査責任者は、効率的かつ多角的な監査を実施するため、監事及び会計監査人と学内の不正発生要因及び監査の重点項目について、情報・意見交換を行う。

(改善是正の措置)

第 14 条 最高管理責任者は、改善又は是正の必要があるものについては、該当する研究者の所属する学部長に、改善又は是正の措置を求めるものとする。

- 2 前項の措置を求められた学部長は、速やかに当該措置を取り、最高管理責任者に報告しなければならない。

(監査結果の事後確認)

第 15 条 監査責任者は、必要があると認めるときは、監査結果の改善事項について、被監査部門に事後確認を実施し、最高管理責任者に報告する。

(文部科学省への協力)

第 16 条 本学は、文部科学省が本学に対して公的研究費が適正に管理されているか、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの実施状況把握のために行う、適正管理に基づく履行状況調査や機動調査（書面・面接・現地調査）等に全面的に協力するものとする。

附 則（平成 28 年 9 月 23 日要第 9 号）

この要領は、平成 28 年 9 月 26 日から施行する。